

第4章 火山災害対策

【市民部、該当各部、消防団】

本市西部に位置する安達太良山は、1899年（明治32年）～1900年（明治33年）に噴火（水蒸気爆発）があり、火山礫や火山灰が本市域にも降下した。安達太良山は、那須火山地帯に属する活火山で、本市は福島県地域防災計画で安達太良山の火山地域市町村に指定されており、噴火の程度にもよるが市域にも災害をもたらすことが考えられる。

この計画は、万一の火山災害から市民の生命と身体及び財産を守ることを目的とする。

第1節 火山災害対策の概要

第1 火山の概況

全国には111の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている（2014年11月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県では、安達太良山、吾妻山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台火山監視・情報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。

第2 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定しており、本市は、安達太良山の警戒地域に分類される。

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第3 防災のための体制整備

1 防災体制の整備

(1) 災害対策本部の設置

安達太良山噴火警戒レベル3以上の場合、災害対策上必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。（第2節「火山災害予防対策」第1-2 安達太良山の噴火警戒レベル参照）

(2) 危険区域

市域で、火山現象による被害が予想される地域は「安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画」に記載されるとおり。

(3) 情報等収集体制

情報の収集にあたっては、危険区域担当消防団等及び災害現場への職員派遣により状況を確認する。

第2節 火山災害予防対策

市及び防災関係機関は、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山災害の予防対策を行う。

なお、市及び防災関係機関が行う火山災害予防対策については、本節内で定めるもののほか、必要に応じ第2編第1章各節を参照するものとする。

第1 火山防災協議会

県及び関係市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、安達太良山火山防災協議会を共同で設置する。協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- | |
|---|
| ① 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項 |
| ② 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項 |
| ③ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項 |
| ④ 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項 |
| ⑤ 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項 |
| ⑥ 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項 |
| ⑦ 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項 |
| ⑧ 火山防災意識の啓発活動に関する事項 |
| ⑨ その他必要と認められる事項 |

1 避難計画の策定

市は、火山防災協議会が定める避難計画や火山ハザードマップ等をもとに火山防災マップを作成し、次の事項について市地域防災計画に定めるものとする。

- | |
|---|
| ① 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項 |
| ② 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項 |
| ③ 避難場所および避難経路に関する事項 |
| ④ 火山現象に係る避難訓練に関する事項 |
| ⑤ 救助に関する事項 |
| ⑥ 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地 |
| ⑦ その他必要な警戒避難体制に関する事項 |

2 噴火警戒レベルの運用

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、市は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行う。

* 安達太良山噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 4km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火災サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 4km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火災サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 2.5km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火災サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね 1km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であること）に留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙 30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径 100m に飛散 2000年2月：一時的に噴気が 300m まで上がる

- * 特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。
- * 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

3 住民等に対する周知・啓発

市は、火山地域住民（特に火山災害危険箇所居住住民）に対し、**火山災害の危険性や異常現象を発見した場合の通報義務について周知・啓発**を行う。

さらに、次のような異常現象を発見した場合の通報義務について啓発を図る。

ア	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）やそれに伴う地形の変化
イ	火山地域での火映、鳴動の発生、地震の群発
ウ	火山地域での山崩れ、地割れ、地盤上昇・沈下、陥没等の地形変化
エ	火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の拡大や移動、草木の立ち枯れ等
オ	火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図については節末のとおり。

4 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

市は、防災訓練の一環として、図上の通信訓練及び火山災害危険箇所避難訓練を行う。

5 危険個所の明示

市は、県から提供される災害予想に基づき、火山災害に関する火山災害予想区域図（ハザードマップ）を作成し、住民へ周知する。

第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画

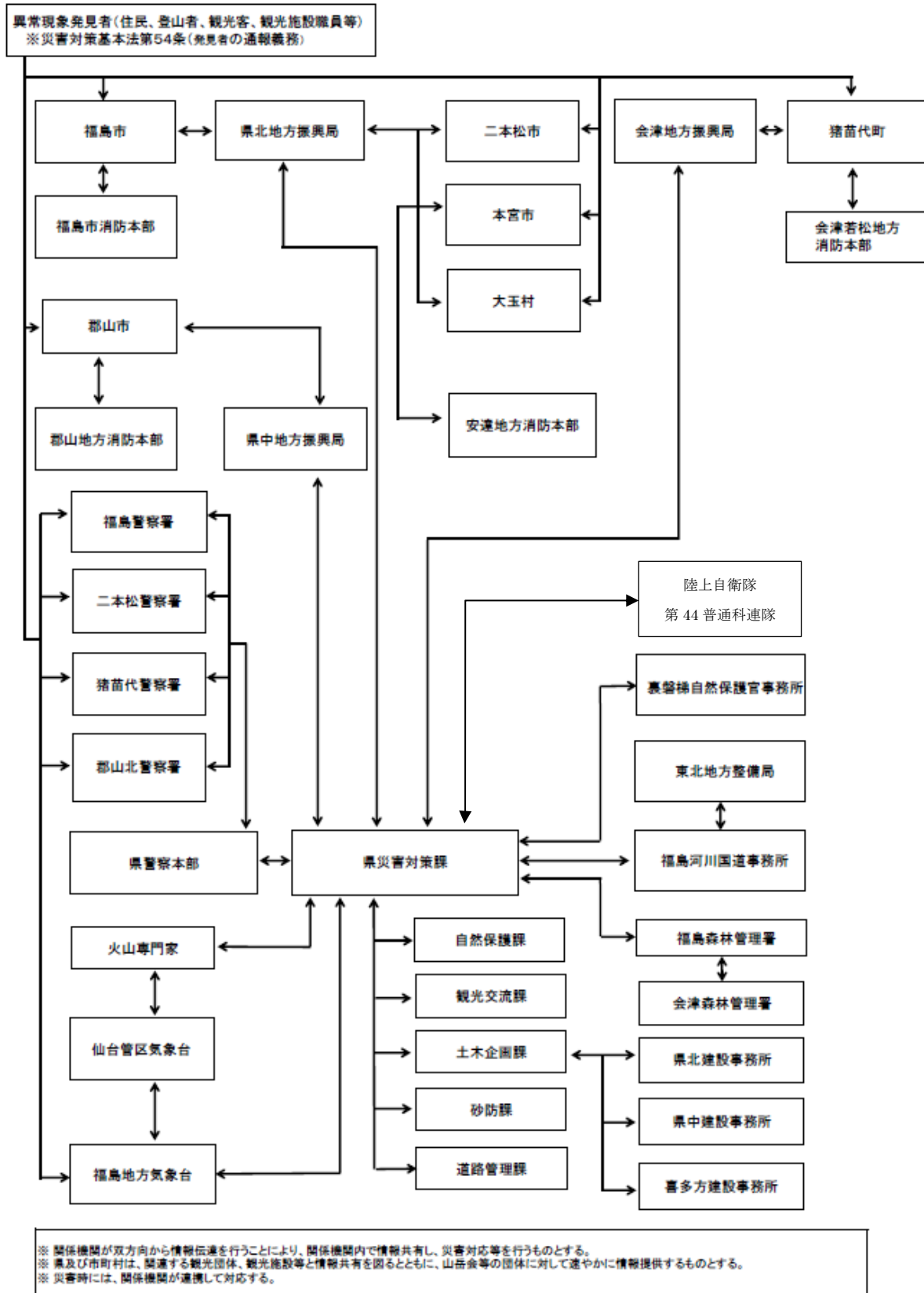
市は、火山災害の被害をできる限り軽減するため緊急的に実施する砂防対策を、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき行うよう国及び県に要請する。また、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう、市及び防災関係機関は連絡体制を整える。

第3 防災事業の推進

- (1) 市域が、活動火山対策特別措置法（昭和48年7月、内閣府）に基づき「避難施設緊急整備地域」又は「降灰防除地域」に指定された場合、被害の軽減を図るため、必要に応じ県に準じて次の事業の推進を図る。なお、避難施設緊急整備地域の指定を受けた場合は、県の指導のもと前法に基づき避難施設緊急整備計画及び防災営農施設整備計画を作成する。

① 防災のための農林業経営施設の整備	② 降灰除去事業
③ 治山治水事業	④ 砂防事業
⑤ 河川の水質汚濁防止措置	

異常現象を発見し通報があった際の情報連絡系統図(第2節第1-3関係)



第3節 火山災害応急対策

第1 活動体制

1 市の活動改正

市は、第2章 節1節「応急活動体制」第2に基づいて活動体制を整備するものとする。

第2 噴火警報等の発表

1 噴火警報等の種類

噴 火 警 報	<p>噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（噴石、融雪型火山泥流、避難まで時間的猶予のない火山現象等）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表される。噴火警報（居住地）は、警戒が必要な居住地を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>
噴 火 予 報	<p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。</p>
噴 火 速 報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</p> <p>噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>
火山の状況に関する解説情報	<p>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるなど判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>

降 灰 予 報	噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
火山ガス予報	居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。
その他の情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動解説資料 ・月間火山概況 ・噴火に関する火山観測報

2 噴火警報等の伝達

(1) 噴火警報等の伝達

市は、住民等に対し、県から通報される噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）等を防災行政無線（防災ラジオを含む）及び広報車などを活用して迅速かつ的確に周知する。
 噴火警報等は、節末の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

(2) 避難指示等の伝達

火山現象により、必要に応じ避難指示等をする場合を想定し、住民等への伝達の体制と方法を整備する。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 災害情報の収集及び伝達

市は、危険区域担当消防団等及び災害現場への職員派遣により、次の情報の収集と伝達に努める。

ア 人的被害及び住居被害の状況	イ 要救助者の確認
ウ 住民等の避難の状況	エ 被害の範囲
オ 道路及び交通の確保状況	カ その他必要と認める事項

第4 避難対策

1 避難の指示等

避難については、第2章、第9節「避難」による。なお、避難の基準は次のとおりとする。
 また、避難場所（避難所）及び避難経路については「安達太良山の火山活動が活性化した場合の避難計画」による。

(1) 火口周辺規制

市は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導する。

(3) 高齢者等避難

市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、市域の居住地域に重大

な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、警戒が必要な居住地域の住民に対しては避難の準備を呼び掛ける。

（4）避難指示

市は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示する。

なお、指示にあたっては、緊急である旨及び避難場所を指定して、諸対策に優先して行う。

（5）緊急退避

市は突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼び掛ける。

2 立入規制

市は噴火警報等の内容に応じ、各火山防災協議会で策定した避難計画に基づき、道路及び登山道の規制を行う。

3 広域的な避難対策

市は、火山現象の影響により、市域内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。

なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努める。

4 救急医療

傷病者に対する応急医療は、第2章、第1.1節「医療（助産）・救護」による。

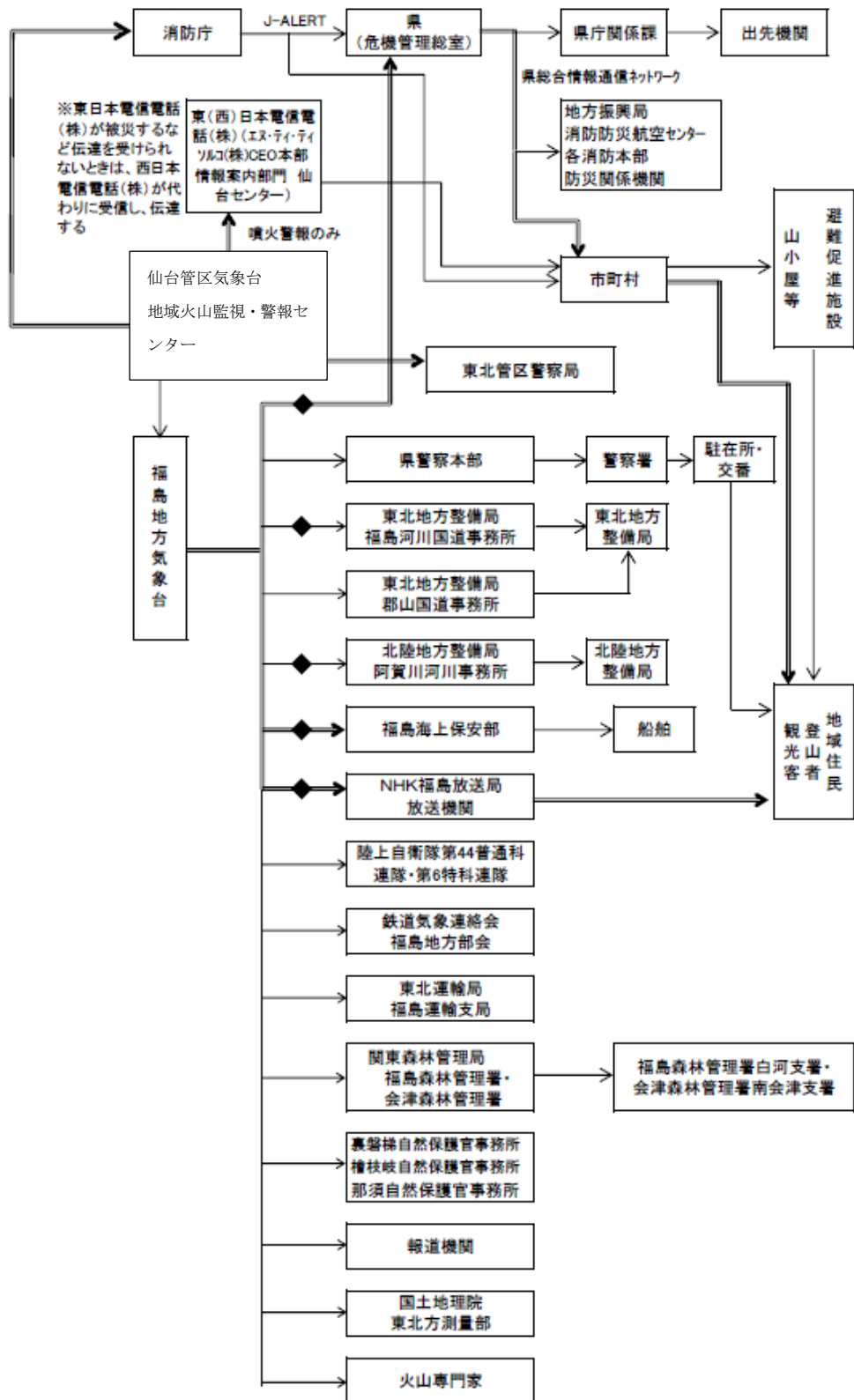
5 交通

避難及び救急活動のための交通路の確保については、第2章、第1.2節「緊急輸送対策」、第1.7節「被災地の応急対策」による。

第5 災害復旧

第3章「災害復旧計画」による。

噴火警報等の伝達系統図(第3節第2-2(1)関係)



※ 二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)

※ 「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。

※ 北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。